

会 議 録（概要）

会議の名称	第3回佐渡市高齢者等福祉保健審議会 兼第2回佐渡市地域密着型サービス運営委員会
開催日時	平成30年11月21日(水)18時30分～20時20分
場所	佐渡市役所3階大会議室
議題	(1) 評価項目及び審査基準について (2) 事業者からの説明と採点について (3) 施設整備にかかる再公募について
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開 ・非公開
出席者	委員：松山茂樹、大崎直樹、金子義弘、井野端司、小田隆晴、 久文宏哲、石塚たつ子、菊池博美、磯野三男、戸田憲子、 村川辰雄 事務局：山本高齢福祉課長、吉川高齢福祉課長補佐、出崎介護 保険係長、熊谷主任
会議資料	○ 事前配布資料 ・ 資料No.1 評価項目及び審査基準について ・ 資料No.2 地域密着型サービス事業者応募資料一式 ・ 資料No.3 施設整備にかかる再公募について ○ 当日配布資料 ・ 資料No.4 地域密着型サービス事業者応募資料追加 ・ 資料No.5 第2回佐渡市高齢者等福祉保健審議会の議事 録について ・ 資料No.6 平成30年度 佐渡市の福祉・保健・医療・環 境
傍聴人の数	なし
備考	

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
吉川補佐	ただいまから第3回佐渡市高齢者等福祉保健審議会兼佐渡市地域密着型サービス運営委員会を開催いたします。はじめに事前にお送りしました資料も併せてご確認をお願いします。 まず、本日の次第、事前配布資料No.1から資料No.3までと当日配布資料No.4から7までが本日の資料となります。お手元に無い方がいましたら、挙手をお願いします。 なお渡邊委員につきましては、一身上の都合により平成30年10月31日付けで退任届が提出され、市としては受理しました。しばらくの間は欠員となりますことを報告させていただきます。 本日、橋本委員、坂野委員、児玉委員から欠席の連絡がありました。 はじめにA委員よりご挨拶をお願いします。
A委員	（あいさつ）
吉川補佐	それでは、議事に入ります。 議長につきましては、佐渡市高齢者等福祉保健審議会条例第4条第3項の規定により、A委員から、議事進行をお願いします。 A委員よろしくをお願いします。
A委員	それでは、議事に入ります。 (1) 評価項目及び審査基準について 事務局から説明をお願いします。
熊谷主任	事前配布資料1をご覧ください。 施設の公募ですが、平成30年8月24日から平成30年10月12日までの期間で、1つの法人から応募がありました。今回は事業者の評価をしていただきたくお集まりいただきました。 評価については、項目が決められておりますが、配点が決められていないため、応募者からの事業説明を受ける前に、各項目の配点を決めていただくことが必要となります。 事務局としての案が資料1のとおりです。法人の継続性や、資金面、人材確保面について重点におき、配点を大きくしたものとしました。ここの配点を変えたほうが良いなどのご意見を頂きたいです。 なお、採点は、各項目に書いてある点数を上限点とします。 運営する際に不安が残ると感じるところがありましたら、減点した点数をつけていただくことでお願いいたします。 合計点は、100点となります。本日出席委員の皆様の採点結果の平均点が70点以上の場合に選定することになります。

A 委員	質疑応答にうつります。事務局からの案でございますが、それについて質問・意見をお願いします。 一番問題となっているのが、人材確保についてということです。でその配点が高くなっております。 ご意見ございませんでしょうか。 (意見・異議なし) それでは事務局からの案で配点が決まりました。 続きまして、(2) 事業者からの説明と採点について事務局よりお願いします。
熊谷主任	ここで、司会は会長から事務局へ移ります。それでは、法人からの提案説明に入ります。 資料 2 と当日配布の資料 4 をご用意ください。 (佐渡ふれあい福祉会 会場に入る。) 事業者からの説明時間は 15 分です。その後、質疑応答に移ります。 それではご挨拶から始めていただき、説明をよろしくをお願いします。
佐渡ふれあい福祉会	本日はこのようなプレゼンの席を設けていただきありがとうございます。 では資料 No. 2 の内容について説明させていただきます。この承認申請にかかる担当者は、私でございます。本来は理事長の末武が出席すべきですが、所用があり出席ができませんでした。 今回申請するのは認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）です。事業開始を 2020 年 4 月 1 日としております。 当法人の定款についてですが、目的の第 2 種社会福祉事業には未だ認知症対応型共同生活介護は入っておりませんが、今回で承認を頂ければ、変更し追加をします。 法人の沿革ですが、平成 17 年 6 月 1 日に法人設立し、同年 9 月 1 日から事業を開始しております。また、直近では平成 25 年に佐渡総合病院内託児所を運営しております。理事 6 名、監事 2 名、評議員 9 名の役員数となっています。 今回申請の位置については、居宅介護支援と福祉用具貸与を実施しているところで行いたく考えています。代表者である理事長の末武の最終経歴は J A 新潟県厚生連の代表理事理事長でした。管理者は未定です。理事会・評議員会開催状況では、平成 30 年 10 月 5 日に第 1 号議案で認知症対応型共同生活介護建設運営及びふれあい館南佐渡事業所の改築についてということで承認を頂いております。 建設の目的としては、南佐渡地域においてはグループホーム施設がなく、地域から開設の要望が出ている。佐渡市も第 7 期介護保険事

	業計画において募集しており、社会福祉法人の役割として地域の要望に応えるという観点から建設・運営を申請することと、南佐渡の既存で展開している事業展開、居宅介護支援・福祉用具貸与販売・グループホーム・訪問介護（サテライト）事業・福祉有償運送事業を連動して行うことで、南佐渡全体の総合的な展開を考えている。また、西三川複合施設の指定管理終了を視野に入れ、連動型事業展開を目指します。法人の経営的には、収支は安定していると考えます。 事業計画の概要ですが、予定地は羽茂本郷 190 番地 1、敷地面積は 968.48 m²で現在でも事業を行っております。土地権利は賃借で 10 年間となっております。今年の 12 月で契約更新となりますが、来年も引き続き契約を締結することで了承を頂いております。 建築面積は 250 m²で、延床面積は 500 m²で、建物は法人所有で、整備費の補助を希望します。承認いただければ基本設計に入って、竣工が平成 32 年 3 月 10 日を予定としています。事業費は、全てで 1 億 3,275 万円となっております。補助金の額は基準額の一番下で計算しております。従業者は 1 階が管理者を含めて 12 名と 2 階で 10 名、定員は、1 ユニット 9 名が 2 つとなって 18 名となり、利用者負担額は 1 日あたり食費が 1,200 円、宿泊費 1,500 円、光熱水費等 600 円、敷金を居住費の 2 か月分と仮設定しています。また、法人運営の自己評価・外部評価に関して、第三者評価を受けていくことも考えています。 開設初年度上期は利用者人数を 14 人として、下期から 18 人として収支計画を立てました。グループホームだけを見ますと、初年度は赤字、2～3 年度は黒字、4 年度からは赤字となりますが、他の事業を含めて経営の安定化を図ります。 人材確保についてですが、グループホームだけでなく法人全体が大きな課題となっています。年齢に関係なく地域の人材を活用したい。非常勤職員を確保して常勤職員を補完することや万一人員不足が生じた場合は、募集の他に法人内の調整で資格者を補充する体制をとっています。研修体制は、受講したら伝達研修を開催して研修内容の共有に努めています。人事制度は、内部登用試験を毎年実施しています。また、定年ですが、60 歳で定年となりますが、継続雇用制度や希望延長制度により本人の意欲がある限り働き続けられます。法人内では 80 歳を超えた人も非常勤で働いております。 全ての職員に初任者研修を位置づけて基礎力のアップに努めています。また処遇改善加算も I の取得を目指しています。 職員募集は来年 10 月当たりから開始する予定です。施設整備費の
--	--

	詳細ですが、複合施設のため、按分は概算で9割がグループホーム分としています。詳細には面積按分となります。収入における介護報酬のシミュレーションは要介護1・2で算出していますし、加算についてはサービス提供体制強化加算と介護職員処遇改善加算を算定する見込みです。以上で説明を終わります。
熊谷主任	以上で説明は終了しました。質疑応答に入ります。気になったことや聞きたいことなど何でも結構ですので、挙手の上発言をお願いします。
B 委員	いくつか質問があります。 1点目、介護報酬で収入計算が要介護1・2に限定したのは、収入を少なく見込んだものか、実際に入居される方が要介護3・4ではケアできないから1・2で見込んだものか。 2点目、土地の賃貸借は契約書によると10年更新となっています。より長く事業を行うために、地上権の設定まで考えているのかどうか。 3点目、全体的に設備・人員・運営基準に抵触することは見受けられないが、特に人員面での常勤換算では基準をクリアしているが、実際の運営上はかなりきつと感じます。今後の職員確保の中でUターン・Iターン、外国人就労者への取組とは具体的にどうか。 4点目、第三者評価を受けますと言っていましたが、厳密に言えば地域密着型サービスの外部評価のことを言っているのか、外部評価と第三者評価を追加で受けるつもりがあるのか。第三者評価はあくまでも任意での実施ですし、外部評価は義務付けがある評価です。 5点目、身体的拘束について、やむを得ず身体拘束を行う場合はその態様・時間・利用者の心身状況等を記録して保管しますとありますが、国が言っていることは、身体拘束廃止に向けての検討も必要ですが、その点についての認識はどうなっていますか。 6点目、職員研修や災害など緊急時に法人独自で自己完結するよりは、地域の他法人と連携協力し、お互いで協力し合いたいという考えはあるのか、ないのか。 以上となります。
ふれあい福祉会	1点目の回答については、グループホームは要支援2から利用が可能です。重度の介護度というよりは、市内のグループホームの入居者の状況が、要介護1から2であると見込んだためそれで介護報酬の算定を行ったところです。決して要介護3や4を受けいれないということで算定した訳ではありません。
ふれあい福祉会	地上権の設定は別途しております。

B 委員	何年で設定していますか。
ふれあい福祉会	30 年です。 職員の配置については、グループホームは初めてになりますので、当法人でもっているミニ特養の配置を参考に作成したままで、グループホームが特養の配置状況にあっているのか、まだ検討の余地はあります。島内グループホームにアドバイスを頂いておりまして今後見直しを行っていきます。
ふれあい福祉会	外部評価を入れなくてはいけないということは承知しております。申請書類に書いてあるのは、外部評価のことになっておりまして、第三者評価については実施するか検討しています。 身体的拘束についても、廃止に向けた検討も取組んでまいります。
ふれあい福祉会	最後に他法人との連携ですが、思っているが具体的な考えはありません。近隣の羽茂病院や関連の佐渡総合病院との連携も想定されます。
A 委員	1 点目は、南部圏域の現状の認知症患者の動向を現場の声で結構ですのであったら教えて下さい。真野みずほ病院の件もありますので、現状とこれからの見通しということです。 2 点目は、職員の予定される職種を教えてください。
ふれあい福祉会	1 点目は、数値を持ち合わせておりませんし、直接の把握まではいたっておりません。 2 点目は、管理者、計画作成担当者、介護員、介助員を予定です。
A 委員	介護福祉士などの資格取得者というわけではありませんか。
ふれあい福祉会	申請時点では、どこまで資格取得者を配置するかまでは考えておりません。ただ、施設の介護員として、全員が資格保持を配置する必要がないと認識しております。
C 委員	介護員の資格については、基準はありません。
D 委員	職員募集は来年 10 月から開始するとなっていました、人数が足りなければ、法人内から回すというものもあると思いますが、どの位が新規で、どの位が法人内から回るのかという考えはありますか。
ふれあい福祉会	管理者及び計画作成担当者は法人内で配置しようと考えております。その他で常勤の介護員で半分は法人内から、残り 2、3 名は新規で採用を考えております。また、非常勤の介護員は地域での募集を予定しております。ただし、確保については厳しいことが予定されますので、早め早めに対応はしたいと思います。
D 委員	今の現在の介護職員の状況を踏まえて、今ほど 2、3 名は新規という回答がありましたが、その 2、3 名も難しいと思います。新規が確保できなかった場合はどのようにして考えますか。 非常勤の方については、地域の方というものの当てがありますか。

ふれあい福祉会	南佐渡や西三川に事業所を運営しておりますので、その中で早めに募集し確保して行きたいが、それでも足りないということであれば、募集は早めにするを想定しています。 また、非常勤の方についての当ては現状ありませんし、あまり遠くの方をとということも考えにくいので地域からという形で考えています。
C 委員	従業員 12 名と 10 名で 22 名という数字ですが、現在グループホームを運営しているところは 14 名で運営しているところもあると聞いています。集まらなかったら、従業員数を 22 名から減らすということで対応したいと考えていますか。
ふれあい福祉会	勤務体制の組み方は 4 交代制で作りました。島内を見ますと 3 交代で行っているところもありますので、勤務体制の見直しを考慮すると、職員数が減る可能性もあります。
E 委員	1 点目は、U ターンや I ターンの取組の具体策はなんでしょうか。 2 点目は、職員を育てる取組ということがありましたが、具体的な方法はどのようなことでしょうか。
ふれあい福祉会	U ターン・I ターンについては、このグループホームだけでなく法人全体として取組む手段として考えています。行政等で実施される確保機会を利用することしかありませんが、情報収集を広く行い取組んでいきます。外国人職員については、私自体制度をよく理解していませんが、選択肢の 1 つとして考えています。
ふれあい福祉会	今年の夏に行われたナレッジキャンプという合同説明会が実施されまして、そちらに参加しましたし、この冬には新潟でも同じような合同説明会が実施される予定ですので、そこにも参加する予定です。そういった機会に積極的に参加して、法人の P R をしていきたいと考えています。
ふれあい福祉会	人材育成につきましては、法人内でいくつかの事業所を持っていますのでそこでの研修や、新規で募集をして全く介護経験が無い方については、期間を設けて法人内施設で研修を実施します。他法人との連携で実務研修を踏まえて、現場につけるよう支援していきます。
A 委員	定年が 60 歳で、今は 80 歳の人が働いているということがありましたが、新人募集の際には年齢の区切りというものはありますか。
ふれあい福祉会	新人募集の際には年齢の区切りは設けていません。正職員は 60 歳までとなっていますので、60 歳超えで再雇用をするという形です。
A 委員	これからは若い人が少ない、高齢が働く社会という観点から、60 歳以上でも雇用するという考えも持っていただきたいという提案をさせていただきます。

D 委員	勤務予定表はあくまで案ということでとらえていますが、非常勤の方がここまで夜勤を行うということは実際考えていますか。
ふれあい福祉会	雇用できた方の条件にも寄りますが、シミュレーション上は非常勤でも夜勤を行うという形で考えております。ただ、現実的に非常勤で夜勤希望される方がいるかということはありません。先ほどの質問でもありましたが、常勤の職員数が少ないということは当然夜勤をどうやってこなすのかということが重要な観点と考えております。勤務表についてはもう少し検討をしていきたいと考えています。
熊谷主任	その他はいかがでしょうか。以上で質疑を終了させていただきます。ふれあい福祉会の皆様ありがとうございました。 (ふれあい福祉会退席) それでは委員の皆様は、配布してあります用紙に採点をお願いします。終わりましたら挙手してください。事務局で集計を行います。本日の議題 3 の途中で結果をお配りします。
A 委員	集計中ですが、議題を先に進めます。 (3) 施設整備にかかる再公募について 事務局より説明をお願いします。
出崎係長	資料 3 をご覧下さい。南部圏域のグループホームについて現在集計中ですが、応募が無かった特養と南部以外のグループホームについての再公募と、南部圏域のグループホームが指定候補とならなかった場合に公募をしてもよいか伺います。 資料の下表を確認していただくと、国中圏域で特養 80 床と南部圏域以外でグループホーム 18 名として記載をしております。10 月まで行った公募について特養に興味がある法人が 1 つあったのですが申請にはいたりませんでした。その法人へ先日理由を確認したところ、100 床規模でないと収支が合わないという回答でした。 そこで、事務局からの案は、グループホームは南部圏域以外で 18 名、特養は国中圏域で、特養 80 床と併設で短期入所生活介護 20 床、合計で 100 床までという形で公募を行いたいと考えております。 期間は年明け 1 月 10 日～2 月末までという想定です。 事務局からの案について、ご意見を下さいますようお願いいたします。事務局からは以上です。
A 委員	ただいまの説明にもありましたが、応募が無かったので期限を延長して再公募するという内容です。そして、国中圏域の特養、南部圏域以外のグループホームというものです。 この案について何かご意見ありますでしょうか。
D 委員	今ほど説明のあった特養 80 床に興味を示していたところがあっ

	たということで、最終的には応募をしなかったのですが、その法人は 100 床でなければ採算がとれないというお話があったと思います。50 人も職員が集まりますか。
吉川補佐	特養の相談があったところについては、その法人の中のシュミレーションで 100 床なら採算が合うので 100 ほしいというお話がありました。今回断念した理由については、島外の法人であったために島内で介護員が集めにくいということと、そうなった場合に島外から介護員をつれてくる際に、さまざまな手当が嵩み通常の職員より人件費が膨らむということで、100 床でないとできないというお話があったところです。 ただ、介護保険事業計画上は特養 80 床というものが記載されておりますので、特養 80 床は公募したいということと、本当に 100 床ならやるのかは不透明であります。前回の審議会では 16 床短期入所生活介護のご承認をいただいたところでもありますけども、合わせて 100 床という公募の仕方はどうかということで提案させていただきました。
D 委員	計画には載っているのは確かですけれども、皆様方は承知かとは思いますが、本当に介護職員が居ません。今回南部でグループホームができましたが、このままあちこちで作っていただくとどこかが潰れますよ。そういうことも考えていただいているのか。建物が建った後は、自助努力でとか、法人統合すればいいなど安易に言いますが、ここでゴーサインが出たから良いということではないと思います。他の施設からもよく言われますが、平成 31 年度職員募集しても誰も居ません。ある施設は 2 名とか 1 名ぐらいですよ。多分新しく出来れば、9 つの特養から職員がガラガラと流れていくような気がします。自分達で育てた職員が他に流れて、また新たに雇って職員を育てなくてはいけないという繰り返しでした。100 床ないと採算が合わないということはわかります。私のところは、スタートは 50 床でショート等を転換していただいた経緯もあります。以前には、長期で短期入所を利用されている方もいるので、ショートの特養に転換するという案も出させていただきました。既存の施設が長い目で見たところでは潰れてしまう可能性があることを頭にいただきたいと思います。 計画には載せたのだから、再公募するというのもわかります。既存とのバランスも考えていただきたいと思います。そのあたりについて皆様どのように考えられておりますか。
A 委員	これからの佐渡は介護される人は増えるが、介護する人は減っていきます。その辺のバランスをどうもって行くのか。定年してから

	介護職を進めるのか。
D 委員	介護職は、60 過ぎてからは難しいと思います。
A 委員	健康寿命は 72 歳なので、なんとかいけるはずですよ。こういう風にもっていないとこれからは出来ませんよ。
B 委員	介護助手というものがありますよね。介護助手としてならば 70 歳過ぎてでもなんとか出来そうに思います。国が外国人労働者を入れるように動いていますが、どうやって人材を確保しなければならないかということを総合的に考えなくてはいけないため、非常に難しい面があります。
A 委員	佐渡において、若者で面倒をみるという時代は終わっているのではないのでしょうか。これからはもっと他の手段を考えなければならないので、健康寿命をもっと延ばして、佐渡の介護員は 70 歳まで働いているというような構想を持たない限り、すべてダメになる。
D 委員	人員が集まらないということで、新しいものを次々作るのではなく、既存のものをいかにして使うかという考えを持ってもらいたい。
A 委員	市民の目から言えば、介護される人はどんどん増えていくわけです。市議にも言って理解の協力を得る必要がある。
C 委員	グループホームは、新しいグループホームが出来てから、既存であったグループホームが全て職員不足となりました。新しいグループホームのみが職員が足りていて、後はギリギリとなってしまいました。それを考慮しますと、本当に職員が足りなくて運営できなくなるところが現実となるのではないのでしょうか。新しいグループホームも、最初は埼玉等から人員を集めてくるという話でしたが、現実ほとんど島内の事業所から移動したのではないのでしょうか。特養についても同様のことが考えられます。
A 委員	特養については、1 回公募はしたのだから、人材確保の面からもう公募しないほうがいいのではないのでしょうか。グループホームについても同様ですかね。
熊谷主任	ここで集計が終わりましたので、結果を配布します。合計点の平均をご確認ください。
A 委員	ここで、議題 2 の評価結果ですが、平均点 84.27 で 70 点以上のため指定候補者として採択するという結果となりました。 議題 3 に戻ります。南部圏域以外のグループホーム、国中圏域の特養について再公募するという件について、ご意見いかがでしょうか。
F 委員	両方の立場がわかるので、グーの音もでませんが、必要だとは思っています。
B 委員	D 委員の発言のことも本当によくわかります。ただ、何とか特養

	を確保したいということであれば、発想の転換も必要と考えます。これがギリギリなところで最後の最後ですよという覚悟が必要なのかもしれません。
G 委員	これ以上増やさないほうがいいと思います。増やしても、金井のところも2年後には無くなるという話があります。
H 委員	問題は政治問題ですよね。介護職員の賃金が悪いから手を挙げないという状況です。市も施設の募集をしても手を挙げてくれる法人はいない。人員がくるくる回っているような状況で、一巡二巡としている。施設を新たに増やしていったところで、介護職員のやり手がない。そこを改善することが根本問題ではないかと思います。
A 委員	再公募に関しての反対意見が多いように見受けられます。
H 委員	これから施設にお世話になる身ですので、増えることは希望ですが、実態としては介護職員が集まらないということでは、運営ができません。そこを真剣に考えていく必要があるのではないのでしょうか。
A 委員	市民に理解をしていただく必要がありますね。ただ介護予防だとかそういうことばかりをやっているのではなく、介護施設の現状を市民に理解していただく機会を設ける必要がある。市長には、そこを言わなくてはいけない。
I 委員	施設は必要とは思いますが、人員確保が本当に困難であることはわかっているのに、応募がなかったことについて安堵している面もあります。
E 委員	利用者家族を考えますと施設が必要という思いはありますが、介護施設の職員についても現実です。公募する・しないはなんとも言えないが、職員の確保については発想の転換が大きく必要なのだと思います。それを担うのが、恐らく医療福祉体制協議会だと思います。どこかの施設という問題ではなく、佐渡全体としてやっていく必要はあるのだと思います。
J 委員	職員は50代60近い方が多いので、60歳定年ということを考えると、その年代の方が再雇用なりで一旦増えても、また抜けるということを考えると、職員に一定の若返りも必要です。特養ではなくてショートステイを上手く回していくなど、発想を変える必要があると思います。
A 委員	佐渡の在宅医療の現状からみるとどうでしょうか。
F 委員	在宅医療を支えている医師はほとんど定年になった人達ばかりです。
D 委員	やる内容を変えないとダメだよということがありましたが、若い年代へのしわ寄せがものすごくいく。そうすると若い年代が倒れて

	しまうので、見守りだけでいいという事であれば、年齢を重ねた方でも体の負担も少ないのでいいと思います。
山本課長	一応、第7期計画については皆様から協議をいただき、待機者の数などを勘案して目標が出来たところです。現実的に人材確保できるかというのは非常に厳しい問題かと思いますが、市としてもわずかではありますが確保事業を行って少しずつ少しずつという形の確保と、協議会による研修体制を組んで、なんとか確保していきたいと考えています。そういった形でやらないと前には進まないと思います。市の立場としては、再度公募をさせていただきまして、それで応募がなければまたご協議させていただければと思います。現に施設入所できなくて困っている人はいるわけで、それは今の施設の中ではカバーできないし、みずほ病院の件もあります。
A 委員	反対の意見が根強いようですが、他にはいかがでしょうか。 公募する、しないの決を採ります。 再公募する人は挙手をお願いします。（挙手6名） 今の挙手が6名のため、しないは5名となります。従って、再公募するという意見となりました。
B 委員	1点追加をお願いします。再公募してでなかったら再々公募をどうするのかということまで決をしませんか。
A 委員	再公募までで、再々公募はしないというのが私の意見ですが、皆様はどうでしょうか。 （異議なし） では再々公募はしないということで決まりました。
吉川補佐	再々公募はしないということですが、代替案についての提案はお願いしたいのですがいかがでしょうか。 また、再確認させてください。特養は国中圏域、グループホームは南部圏域を外しての再公募でよろしいでしょうか。
A 委員	代替案については提案をしていただければ協議します。また、再公募の件もそれで承知しております。 以上で本日の議題は全て終了しました。進行を事務局へお返しします。
吉川補佐	事務局からいくつかあります。 資料7をご覧ください。平成30年12月8日に社会福祉法人合同研修会を実施します。申込期限は既に過ぎておりますが、当日参加も可能ですので、お知らせ致します。
熊谷主任	資料5は、前回議事録です。 資料6は、平成30年度の佐渡市福祉・保健・医療・環境の冊子を配布しましたので、お時間のある時に目を通してください。

吉川補佐	最後に次回の開催予定は4月下旬を予定しておりますが、再公募の状況によっては3月にお集まりいただくこともある可能性があります。今のところは4月下旬という形でお願いいたします。
------	--